

障企自発0331第1号
平成27年3月31日

都道府県
各指定都市 民生主管部（局）長 殿
中核市

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
企画課自立支援振興室長
（ 公 印 省 略 ）

「義肢、装具及び座位保持装置等に係る補装具費支給事務取扱要領」の
一部改正について

標記要領については、平成18年9月29日障地発第0929002号『「義肢、装具及び座位保持装置等に係る補装具費支給事務取扱要領」の制定等について』の別紙により定めているところであるが、今般、同要領を別添のとおり改正することとしたので、その旨御了知の上、貴管内市区町村及び身体障害者更生相談所等の関係機関へ周知願いたい。

「義肢、装具及び座位保持装置等に係る補装具費支給事務取扱要領」一部改正 新旧対照表

改 正 後	現 行
<p>障地発第0929002号 平成18年3月29日 障企自発第0331001号 平成21年3月31日 障企自発0331第1号 平成22年3月31日 障企自発0330第1号 平成24年3月30日 障企自発0329第1号 平成25年3月29日 障企自発0331第3号 平成26年3月31日 <u>最終改正障企自発0331第1号</u> <u>平成27年3月31日</u></p> <p>都道府県 各 指定都市 民生主管部長 殿 中核市</p> <p>厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部 企画課自立支援振興室長</p> <p>「義肢、装具及び座位保持装置等に係る補装具費支給事務取扱要領」 の制定等について</p> <p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第76条に基づく補装具の種目、購入又は修理に要する費用の算定等に関する基準（平成18年厚生労働省告示第528号）に規定する義肢、装具及び座位保持装置等に係る取扱要領を別紙のとおり定め、なお一層の円滑かつ適切な実施に資することとしたので、御了知のうえ、貴管内市町村及び関係機関等へ周知方御配意願いたい。</p>	<p>障地発第0929002号 平成18年3月29日 障企自発第0331001号 平成21年3月31日 障企自発0331第1号 平成22年3月31日 障企自発0330第1号 平成24年3月30日 障企自発0329第1号 平成25年3月29日 障企自発0331第3号 平成26年3月31日</p> <p>都道府県 各 指定都市 民生主管部長 殿 中核市</p> <p>厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部 企画課自立支援振興室長</p> <p>「義肢、装具及び座位保持装置等に係る補装具費支給事務取扱要領」 の制定等について</p> <p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第76条に基づく補装具の種目、購入又は修理に要する費用の算定等に関する基準（平成18年厚生労働省告示第528号）に規定する義肢、装具及び座位保持装置等に係る取扱要領を別紙のとおり定め、なお一層の円滑かつ適切な実施に資することとしたので、御了知のうえ、貴管内市町村及び関係機関等へ周知方御配意願いたい。</p>

なお、本取扱要領は地方自治法第245条の4の規定に基づく「技術的助言」として位置づけられるものであることにご留意願いたい。

おって、これに伴い、平成14年2月1日障企発第0201001号『「義肢、装具及び座位保持装置給付事務取扱要領」の制定について』は廃止する。

(別紙)

義肢、装具及び座位保持装置等に係る補装具費支給事務取扱要領

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第23項及び第76条第2項に基づく補装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準（平成18年厚生労働省告示第528号。以下「告示」という。）中の別表の1の(1)、(2)、(3)、(4)及び(5)の車椅子、電動車椅子及び歩行器に係る部分並びに2の(1)、(2)、(3)、(4)及び(5)の車椅子及び電動車椅子については、それぞれ以下の第1の1、2、3、4、第3及び第5並びに第2の1、2、3、4及び第4により取り扱われることとされたい。

なお、完成用部品は義肢、装具等の構成品であって、消費税が非課税となる身体障害者用物品ではないため、製作又は修理作業を伴わず完成用部品のみを交付の購入に係る補装具費を支給するものについては、告示により算定した費用の額（その額が現に当該補装具の購入又は修理に要した費用の額を超えるときは、当該現に補装具の購入又は修理に要した費用の額とする。以下「基準額」という。）の内訳に消費税相当額を含むこととなること。

また、告示第5項の規定により100分の95を乗ずることとするものは、以下の各「価格構成」中「基本価格」及び「製作要素価格」に係るものとし、同中「完成用部品価格」に係るものについては要しないこと。

第1 購入に要する費用の額の算定等に関する取扱い

1 殻構造義肢

(1)～(4) (略)

(5) 完成用部品

部品の名称、使用部品、価格等については、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく補装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準に係る完成用部品の指定について（平成27年3月31日障発0331第6号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）」の別添「補装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準に係る完成用部品」（以下、「完成用部品の指定基準」という。）に定めるところによるものとする。

ただし、使用部品の処方の際には、障害状況や適切な補装具費支給等の観点からの妥当性が求められることから、更生相談所の意見等に基づき

なお、本取扱要領は地方自治法第245条の4の規定に基づく「技術的助言」として位置づけられるものであることにご留意願いたい。

おって、これに伴い、平成14年2月1日障企発第0201001号『「義肢、装具及び座位保持装置給付事務取扱要領」の制定について』は廃止する。

(別紙)

義肢、装具及び座位保持装置等に係る補装具費支給事務取扱要領

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第23項及び第76条第2項に基づく補装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準（平成18年厚生労働省告示第528号。以下「告示」という。）中の別表の1の(1)、(2)、(3)、(4)及び(5)の車椅子、電動車椅子及び歩行器に係る部分並びに2の(1)、(2)、(3)、(4)及び(5)の車椅子及び電動車椅子については、それぞれ以下の第1の1、2、3、4、第3及び第5並びに第2の1、2、3、4及び第4により取り扱われることとされたい。

なお、完成用部品は義肢、装具等の構成品であって、消費税が非課税となる身体障害者用物品ではないため、製作又は修理作業を伴わず完成用部品のみを交付の購入に係る補装具費を支給するものについては、告示により算定した費用の額（その額が現に当該補装具の購入又は修理に要した費用の額を超えるときは、当該現に補装具の購入又は修理に要した費用の額とする。以下「基準額」という。）の内訳に消費税相当額を含むこととなること。

また、告示第5項の規定により100分の95を乗ずることとするものは、以下の各「価格構成」中「基本価格」及び「製作要素価格」に係るものとし、同中「完成用部品価格」に係るものについては要しないこと。

第1 購入に要する費用の額の算定等に関する取扱い

1 殻構造義肢

(1)～(4) (略)

(5) 完成用部品

部品の名称、使用部品、価格等については、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく補装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準に係る完成用部品の指定について（平成25年3月29日障発0329第11号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）」の別添「補装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準に係る完成用部品」（以下、「完成用部品の指定基準」という。）に定めるところによるものとする。

ただし、使用部品の処方の際には、障害状況や適切な補装具費支給等の観点からの妥当性が求められることから、更生相談所の意見等に基づき

決定すること。

なお、処方及び製作上特に必要と認められる場合には、骨格構造義肢及び装具の完成用部品を用いることができること。

a～b (略)

(参考) 殻構造義肢の基本工作法から考えられる必要な設備等
(略)

(参考) 義肢製作所の面積例
(略)

2 (略)

3 装具

(1)～(3) (略)

(4) 装具の製作要素価格

a (略)

b 靴型装具

(a) (略)

(b) 患足

i 右又は左の一侧を一単位とすること。

ii 整形靴とは、医師の処方に基づき変形の矯正、疼痛のない圧力分散等特定の目的のために特定の患者の足部に適合させた靴であること。

iii 特殊靴とは、特定の患者の形態に応じて靴を作るため特別に木型(プラスチック等のものを含む)をおこし作られた靴であること。

iv グッドイヤー式及びマッケイ式とは、中底と表底を縫い合わせたものであり、製作要素の価格は、「aの製作要素」の2割増しとすること。

v 支柱を必要とする場合には、「(ア)の下肢装具の製作要素価格」と「オの完成用部品」を加えること。

(c)～(d) (略)

c～d (略)

(5) (略)

(参考) 装具の基本工作法から考えられる必要な設備等
(略)

4 (略)

第2及び第3 (略)

決定すること。

なお、処方及び製作上特に必要と認められる場合には、骨格構造義肢及び装具の完成用部品を用いることができること。

a～b (略)

(参考) 殻構造義肢の基本工作法から考えられる必要な設備等
(略)

(参考) 義肢製作所の面積例
(略)

2 (略)

3 装具

(1)～(3) (略)

(4) 装具の製作要素価格

a (略)

b 靴型装具

(a) (略)

(b) 患足

i 右又は左の一侧を一単位とすること。

ii 整形靴とは、医師の処方に基づき変形の矯正、疼痛のない圧力分散等特定の目的のために特定の患者の足部に適合させた靴であること。

iii 特殊靴とは、特定の患者の形態に応じて靴を作るため特別に木型をおこし作られた靴であること。

iv グッドイヤー式及びマッケイ式とは、中底と表底を縫い合わせたものであり、製作要素の価格は、「aの製作要素」の2割増しとすること。

v 支柱を必要とする場合には、「(ア)の下肢装具の製作要素価格」と「オの完成用部品」を加えること。

(c)～(d) (略)

c～d (略)

(5) (略)

(参考) 装具の基本工作法から考えられる必要な設備等
(略)

4 (略)

第2及び第3 (略)

第4 車椅子及び電動車椅子に関する取扱い

車椅子及び電動車椅子に、障害状況等に応じた部品等を追加する場合の対象者例及び構造は次のとおり。

項目	1台分 又は 1個分	対象者例	構造
(略)			
高さ調整式バックサポート	台	成長期の児童。最初の1台目の車椅子で、 <u>障害の状況の変化等</u> により背当て高さ変更があり得る者。	バックサポートパイプの長さが可変できる構造。
(略)			
骨盤サポート	台	<u>脊柱の変形等により骨盤部を支持する必要がある者。</u>	バックサポートパイプの骨盤部に部品が取り付けられ、張り調整が可能なベルトを通しての構造。
(略)			

第5 (略)

第4 車椅子及び電動車椅子に関する取扱い

車椅子及び電動車椅子に、障害状況等に応じた部品等を追加する場合の対象者例及び構造は次のとおり。

項目	1台分 又は 1個分	対象者例	構造
(略)			
高さ調整式バックサポート	台	成長期の児童。最初の1台目の車椅子で、 <u>使用の慣れ等</u> により背当て高さ変更があり得る者。	バックサポートパイプの長さが可変できる構造。
(略)			
骨盤サポート	台	<u>脊柱の変形等により骨盤部を支持する必要がある者。(特例補装具の取扱い)</u>	バックサポートパイプの骨盤部に部品が取り付けられ、張り調整が可能なベルトを通しての構造。
(略)			

第5 (略)